

令和4年度第12回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年3月16日

場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和4年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和5年3月16日(木) 午後2時10分

3. 閉 会 日 時 令和5年3月16日(木) 午後2時53分

4. 出席農業委員(17名)

2番	中野雄一郎君	3番	芋田一弘君
4番	立崎和寿君	5番	山田利昭君
6番	小笠原秋彦君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(1名)

1番 米田拓実君

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

7. 会議に付した案件

- 報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第56号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 報告第57号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第58号 農用地利用配分計画の認可について
- 報告第59号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて
- 議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第61号 公売買受適格者の証明について
- 議案第62号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第63号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第64号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第65号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第66号 令和5年度十和田市農業委員会事業計画について
- 議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

8. 議事録署名委員

11番 外山康仁君 13番 箕輪展忠君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（杉山秀明君）本日の欠席者は、1番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年3月7日に告示招集いたしました、令和4年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 外山 康仁 委員、13番 箕輪 展忠 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第54号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）議案書の1ページをお願いいたします。報告第54号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから3ページまでの合計7件27筆53,812.07平方メートルです。今後の意向については、85番と86番は別人と貸借、87番は自ら耕作、88番は子への贈与による所有権移転で、今回議案として上程されています。89番は貸借のあっせん希望がございます。90番は別人と貸借、91番は自ら耕作となっております。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが4ページから5ページの合計6件10筆21,528平方メートルです。今後の意向は、57番は自ら耕作、58番と59番は子への贈与による所有権移転で、今回議案

として上程されております。60番と61番は別人への売買による所有権移転が今回議案として上程されております。62番は受け手を変更する予定です。なお、61番については協力金の返還がございます。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第54号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第55号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）6ページをお願いいたします。報告第55号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は7ページから13ページです。今回は、合計16件119筆208,722.15平方メートルです。取得事由につきましては、10ページの158番のみ他の権利者の相続放棄によるもので、その他はすべて相続によるものです。取得後の内容については、自ら耕作、農地として管理、賃借中、売買などとなっています。9ページの154番の一部売買は、六日町山の4筆となります。こちらは、今回議案として上程されています。今回、あっせんの希望はございません。なお、現況が宅地、雑種地など農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第55号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第56号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いいたします。報告第56号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。買受人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。15ページです。今回の許可証の交付は、1件1筆4,121平方メートルです。本件は、先月の第11回総会議案第54号で審議、ご承認いただいた買受適格者です。令和5年2月24日に入開札が行われ、令和5年3月10日に売却決定となったため、同日付けで許可書を交付いたしま

した。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第56号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第57号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）16ページをお願いいたします。報告第57号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は17ページです。今回の照会は、2件3筆342平方メートルです。35番は、現地調査を令和5年3月7日に実施し、法務局へは令和5年3月8日に回答しております。場所は、大字大沢田字早坂のあかまつ園から南に約100メートルの地点です。①には小屋が建っており、②は住宅の庭になっています。いずれも相当の年数が経過しており、農地としての利用は困難な状況です。また、税務課課税台帳においても、現況地目宅地であることから非農地と判断しております。36番は、現地調査を令和5年3月15日に実施し、法務局へは同日付けで回答しております。場所は、北園小学校から西に約800メートルの地点です。申請地は、昭和42年建築の住宅のブロック塀が設置されています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第57号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第58号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）18ページをお願いいたします。報告第58号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和5年2月20日です。内容は19ページから21ページです。今回は賃借権のみの設定で、合計8件20筆42,026平方メートルです。19ページの25番のみ再設定で、その他は新規の権利設定です。設定期間は、24番が5年、25番が2年、26番から20ページ

の29番までが8年、30番と31番は5年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第58号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第59号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）22ページをお願いします。報告第59号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので報告する件です。内容は23ページです。本件は、風力発電に伴う風況観測塔の設置を目的として、令和4年8月17日付けで期間1年8か月の一時転用許可を受けたものです。許可後に風力発電計画の変更があり、これに伴い風況観測場所の変更も余儀なくされることとなったため、転用許可の取消し願が提出され、令和5年2月6日付けで青森県知事の承認を受けております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第59号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当しました調査班の調査員は、竹浦班長、小笠原 秋彦委員、力石委員の3名です。令和5年3月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時23分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を開きます。

議長（杉山秀明君）次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明

をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 24ページをお願いします。議案第60号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は25ページから35ページです。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。14番 竹浦 寿広 委員お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君） 農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計47件です。内訳は所有権移転11件、賃借権設定33件、使用貸借による権利設定が3件です。はじめに所有権移転についてです。25ページ85番から26ページ92番までが売買によるもの、27ページ93番は兄へ、94番、95番は子へ贈与するものです。次に賃借権設定についてです。28ページ38番から34ページ70番までが、労力不足によるものです。また、使用貸借による権利の設定は、35ページ71番から73番までが労力不足によるものとなっております。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第60号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

(_____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 着席)

再開 午後 2 時 2 7 分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第 6 1 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）36 ページをお願いいたします。議案第 6 1 号、公売買受適格者の証明について。農地法第 3 条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求める件です。なお、当該適格者が買受人となり、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。内容は 37 ページです。申請番号 3 番の土地は、令和 4 年 8 月の第 5 回総会の報告第 28 号で農地と報告済みのところですが、本申請に係る農地については、令和 5 年 1 月の第 10 回総会議案第 48 号で、一度買受適格証明が承認されたものです。しかしながら、その後この適格者が亡くなったため、入札は執行されませんでした。この度、その農地について再度公売の公告がなされたため、同一世帯の農業者から改めて証明願が出されたものです。公売の入札日は令和 5 年 3 月 27 日、売却決定日は令和 5 年 4 月 10 日の予定です。今回の願出人につきましては、お手元の農地法第 3 条調査書に記載のとおり、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第 6 1 号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第 6 2 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）38 ページをお願いいたします。議案第 6 2 号、十和田市農用

地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は39ページです。今回は、合計3件6筆9,950平方メートルです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、切田地区 中川原 彰造 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（中川原彰造君）番号29番について、農用地利用調整会議の調整内容を報告します。令和5年2月22日午後1時30分、農業委員会会長室において調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）中川原推進委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（若沢弘幸君）番号30番について、農用地利用調整会議の調整内容を報告します。令和5年2月22日午前9時、農業委員会会長室において調整会議を行いました。本件は受け手の農地に隣接しており、農地を集約するため売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）若沢推進委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君）番号31番について、農用地利用調整会議の調整内容を報告いたします。令和5年2月8日午前10時、農業委員会会長室において調整会議を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）松田推進委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）ただいま、各委員の皆様からご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）40ページをお願いいたします。議案第63号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は41ページから47ページです。今回は、合計14件47筆111,613.58平方メートルです。再設定につきましては、43ページの77番と45ページの80番の2件です。その他はすべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は順に、72番が5年、73番、74番が3年、75番は1年、76番は3年、77番は10年、78番は8年、79番と80番は5年、81番、82番が10年、83番が5年、84番は9年、85番が2年となっております。次に使用貸借権に係る権利設定は、48ページです。合計2件16筆37,891平方メートルです。50番は新規、51番は再設定で、ともに設定期間は3年となっております。なお、今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）49ページをお願いいたします。議案第64号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は50ページです。今回は、2件6筆7,744平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。60番の転用事由は、農地を売買で取得し共同住宅5棟を建築するものです。場所は、東中学校から西に約450メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。なお、本件は開発行為の対象となります。61番の転用事由は、農地を1年6か月の期間貸借し、東北新幹線関連の工事に伴う資材置場を整備するものです。場所は、松陽小学校から北西に約1キロメートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、一時転用のため不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。6番 小笠原 秋彦 委員をお願いいたします。

報告委員（小笠原秋彦君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地転用申請は2件です。令和5年3月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後1時45分、市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査について、どちらも問題はありませんでした。なお、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしていただきましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小笠原 秋彦委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第64号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）51ページをお願いいたします。議案第65号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について。「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、別紙のとおり最適化活動の目標の設定等を決定することの承認を求める件です。内容は52ページから54ページです。毎年度の農業委員会における最適化活動の目標については、通知により毎年度3月末までに、翌年度の目標を設定することとなっております。令和5年度最適化活動の目標の設定等については、記載要領等に基づき目標とすべき数値を設定しております。それでは、主な点について説明させていただきます。まず52ページ、Ⅰ 農業委員会の状況については、令和5年4月1日現在の状況について、農林業センサスなど統計資料に基づき記載しております。53ページです。Ⅱ 最適化活動の目標のうち、1の（1）農地の集積のところの②目標についてですが、当農業委員会が定めている農地等の利用の最適化の推進に関する指針において、令和5年度が目標の最終年度となるため、集積率の目標値はそこで設定されている80パーセントとなります。現状の集積率が59.6パーセントであるため、新規集積面積、表の真ん中左側ですが、新規集積面積が2,504ヘクタールと大変大きく、現実的ではない数値となってしまいますが、記載ルールの都合上、致し方ないことをご理解いただきたいと思います。（2）の遊休農地の解消については、令和4年度に実施した農地パトロールと、その後の利用意向調査等の結果を反映した数値となっております。令和4年度末の遊休農地面積18.3ヘクタールのうち解消の目標となる面積は、（2）の②の目標のアの、既存の再生可能緑区分の2.2ヘクタールと、イの、令和4年度に新規に発生した再生可能緑区分の2.4ヘクタール、こちらが新規の目標の数値となります。次に54ページです。（3）新規参入につきましては、今年度、最適化活動として取り組んでいただいた、新規参入者への農地貸付等について同意を得る面積について、25.9ヘクタールを設定しております。2 最適化活動の活動目標の欄の、活動日数や活動強化月間の取り組みについては、令和4年度と同様の内容として目標設定いたしました。以上、主な項目のみご説明させていただきました。今年度、重点的に取り

組んでいただいた日常活動の見える化のための活動記録簿の提出等、委員の皆様方には引き続き事務的な作業をお願いすることとなります。この日々の活動状況は、国から交付される最適化交付金等の交付額にも反映されます。来年度も活動実施状況については、委員の皆様と情報共有しながら進めてまいりたいと考えますので、引き続きよろしくお願いたします。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第65号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第66号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）55ページをお願いいたします。議案第66号、令和5年度十和田市農業委員会事業計画について。別紙のとおり令和5年度十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件です。内容は55ページから60ページとなります。できるだけ簡潔に説明いたします。毎年度の農業委員会の事業計画につきましては、例年3月の総会において、内容をご審議いただき決定しているところがございます。今回は、令和5年度の事業計画の案を取りまとめましたので、こちらにも主な項目を中心に内容についてご説明いたします。まず、56ページの基本方針につきましては、社会情勢、経済情勢、また農林業センサスによる統計数値などにより、農業を取り巻く現状を記載してございます。中段あたりからは、水田活用交付金の諸問題や本格的に作業が始まる地域計画における目標地図の素案作成について取り組むことについて記載してございます。次に57ページからの事業計画です。57ページから58ページにかけての農地対策については、基本的に法令業務の適正な執行となっておりますので、大きな変更点はありません。ただし、ここには記載しておりませんが、4月から施行される法令の一部改正に伴い、農地法第3条許可における下限面積要件の廃止ですとか、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の作成など、事務の運用面で検討すべき課題もございます。58ページ中ほどからの農業振興対策ですが、こちらにつきましても昨年と同様の事業内容となっておりますが、59ページの中ほどにございます、⑨農業委員会サポートシステムの適切な運用については、今後、

先ほど申し上げました、目標地図素案作成のためのベースとなる農地台帳のデータとなりますので、円滑に移行事務を進めることが必要であるため追加しております。次に60ページです。新たな取り組み課題のところですが、まず(1)「新たな農地利用最適化」への対応ですけれども、こちらについては目標設定とその点検評価、活動の見える化に対し引き続き組織的に取り組んでいくこと、(2)の農業委員会サポートシステムへの移行につきましては、先ほどご説明したとおり、ここでも令和5年度の課題として取り上げております。(3)改正農業経営基盤強化促進法への対応は、目標地図の素案作成を計画的に進めること、(4)のタブレット端末の活用については、今年度導入した20台のタブレット端末を委員の皆様にも有効活用していただくための体制を作っていくこと、以上4点あげております。以上、主なところのみ説明させていただきましたが、実務の運用面につきましては、ここには記載されていない、検討すべき細かな課題も多くございます。この点については、情報収集に努め、事務手続きに間違いのないよう進めてまいります。また、約3年続いたコロナ禍も落ち着き始め、中止を余儀なくされていた事務事業も徐々に復活の兆しを見せております。各種行事などの実施につきましても、都度、委員の皆様と情報共有して進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第66号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）61ページをお願いいたします。議案第67号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は62ページです。今回の照会は、農振除外が1件3筆18,651平方メートルです。申出者は株式会社グリーンベンチャー21、申請場所は、藤島小山集落から南に約900メートルの藤島字西山の3筆です。変更理由は、太陽光発電設備の設置によるものです。この土地は、

令和4年7月の第4回総会において非農地判断しており、登記及び現況地目が雑種地となっております。非農地であるため、計画の変更は適当であると判断されます。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第67号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時53分 —————

この議事録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証するためここに署名する。

十和田市農業委員会

○ 会 長

○ 1 1 番

○ 1 3 番